



2026年8月24日

各位

A b a l a n c e 株 式 会 社

代表取締役社長 柳瀬 重人

(コード番号：3856 東証スタンダード)

問合せ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋

電 話：03-6810-3028 (代表)

臨時株主総会の開催及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催及び付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会開催の理由

当社は、2025年9月以降、過去の有償支給取引に係る会計処理の適切性に関する問題について、第三者委員会及び検証委員会による調査・検証を実施し、その結果を踏まえた過年度決算の訂正並びに再発防止策の策定及び内部管理体制の改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、2026年3月期有価証券報告書の監査において、当社グループ全体における有償支給取引に関する会計処理の正確性及び網羅性、内部統制の整備・運用状況並びに継続企業の前提に関する評価等について、会計監査人である有限責任中部総合監査法人は、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったとして、2026年8月18日付で当社の2026年3月期有価証券報告書に係る監査報告書及び内部統制監査報告書について意見不表明を表明いたしました。当社は、この事態を厳粛に受け止めております。監査意見不表明に至った原因として指摘された内部管理体制及びグループガバナンス上の課題を重く受け止め、2026年7月31日に公表した改善計画に基づき、経営監督機能の強化、内部統制体制の再構築及びコンプライアンス意識の向上等の改善施策を推進しております。なお、2027年3月期の監査契約については、有限責任中部総合監査法人と協議中です。

当社は、2026年3月期の計算書類について、会計監査人から監査意見不表明の監査報告書を受領したことにより、会社法第438条第2項に定める要件を満たさず、定時株主総会において計算書類を報告事項とすることができない状況となりました。

そのため、同法の規定に基づき、第27期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類について株主総会の承認を受ける必要があることから、株主の皆様当該計算書類の内容及び監査意見不表明に至った経緯をご説明し、ご承認をお願いするため、臨時株主総会を開催することといたしました。

2. 本臨時株主総会の開催概要

- (1) 開催日時：2026 年 9 月 30 日 午後 1 時
- (2) 開催場所：東京都港区港南 1 丁目 6 番 31 号 品川東急ビル 8 階 「AP 品川」
- (3) 基準日： 2026 年 7 月 31 日

3. 付議議案

第 1 号議案 第 27 期(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果承認の件

4. 今後の対応

当社は、本臨時株主総会における株主の皆様からのご意見を真摯に受け止め、改善計画の着実な実行を通じて、内部管理体制及びグループガバナンスの強化に取り組んでまいります。また、経営の透明性及び実効性の向上を図り、一日も早い信頼回復と企業価値の向上に努めてまいります。

以 上